

第30回 原子力委員会臨時会議議事録

1. 日 時 1994年8月12日(金) 10:30～

2. 場 所 原子力委員会会議室

3. 議 題

- (1) 日本ニュークリア・フュエル株式会社における核燃料物質の加工の事業の変更許可について(答申)
- (2) 日本核燃料コンバージョン株式会社東海事業所における核燃料物質の加工の事業の変更許可について(答申)
- (3) 三菱原子燃料株式会社東海製作所における核燃料物質の加工の事業の変更許可について(答申)
- (4) 原子燃料工業株式会社東海製作所における核燃料物質の加工の事業の変更許可について(答申)
- (5) 原子燃料工業株式会社熊取製作所における核燃料物質の加工の事業の変更許可について(答申)
- (6) 原子力委員会専門委員の変更について

4. 審議事項

(1) 議事録の確認

第29回原子力委員会臨時会議議事録(案)が了承された。

- (2) 日本ニュークリア・フュエル株式会社における核燃料物質の加工の事業の変更許可について(答申)

平成6年4月19日付け5安(核規)第742号をもって諮問のあった標記の件に関する核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第16条第3項において準用する同法第14条第1項及び第2号(経理的基礎の係る部分に限る。)に規定する基準の適用については妥当なものと認め、内閣総理大臣あて答申することとした。

注) 本件は、取り扱う核燃料物質について、受入れ仕様を定めるもの等である。

- (3) 日本核燃料コンバージョン株式会社東海事業所における核燃料物質の加工の事業の変更許可について(答申)

平成6年4月19日付け5安(核規)第743号をもって諮問のあった標記の件に関する核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第16条第3項において準用する同法第14条第1項及び第

2号（経理的基礎の係る部分に限る。）に規定する基準の適用については妥当なものと認め、内閣総理大臣あて答申することとした。

注）本件は、取り扱う核燃料物質について、受入れ仕様を定めるもの等である。

- （4）三菱原子燃料株式会社東海製作所における核燃料物質の加工の事業に
の変更許可について（答申）

平成6年4月19日付け5安（核規）第744号をもって諮問のあった標記の件に関する核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第16条第3項において準用する同法第14条第1項及び第2号（経理的基礎の係る部分に限る。）に規定する基準の適用については妥当なものと認め、内閣総理大臣あて答申することとした。

注）本件は、取り扱う核燃料物質について、受入れ仕様を定めるもの等である。

- （5）原子燃料工業株式会社東海製作所における核燃料物質の加工の事業に
の変更許可について（答申）

平成6年4月19日付け5安（核規）第748号をもって諮問のあった標記の件に関する核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第16条第3項において準用する同法第14条第1項及び第2号（経理的基礎の係る部分に限る。）に規定する基準の適用については妥当なものと認め、内閣総理大臣あて答申することとした。

注）本件は、取り扱う核燃料物質について、受入れ仕様を定めるもの等である。

- （6）原子燃料工業株式会社熊取製作所における核燃料物質の加工の事業に
の変更許可について（答申）

平成6年4月19日付け5安（核規）第749号をもって諮問のあった標記の件に関する核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第16条第3項において準用する同法第14条第1項及び第2号（経理的基礎の係る部分に限る。）に規定する基準の適用については妥当なものと認め、内閣総理大臣あて答申することとした。

注）本件は、取り扱う核燃料物質について、受入れ仕様を定めるもの等である。

- （7）原子力委員会専門委員の変更について

標記の件について、事務局から説明がなされ、了承された。